駒場学園高等学校　【臨時事務職員募集要項】

<table>
<tr><td>募集職種</td><td>臨時事務職員　１名</td></tr>
<tr><td>募集期間</td><td>2026 年 11 月 30 日(月)まで。*ただし、決定次第、募集を締め切ります。</td></tr>
<tr><td>応募資格</td><td>不　問
ただし、主に施設管理業務を担当するため、40 歳位迄の方が望ましい。</td></tr>
<tr><td>業務内容</td><td>施設管理、学校会計事務、学納金事務、各種証明書発行、受電・来校者対応、備品発注等学校事務全般。</td></tr>
<tr><td>勤務開始日</td><td>2027 年 1 月 1 日（要相談）
１年契約。業務量や勤務成績等により最長５年まで更新することがあります。また、将来的に専任登用の可能性もあります。</td></tr>
<tr><td>就業場所</td><td>駒場学園高等学校　事務室</td></tr>
<tr><td>就業日</td><td>月曜日～土曜日
週 1 回の自宅研修日があります。</td></tr>
<tr><td>終業時間</td><td>１年単位の変形労働制を採用
＜就業時間のパターン＞
<table>
<tr><th>就業時間</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>８時 15 分～16 時 30 分</td><td>通常の平日（月～金）の就業時間</td></tr>
<tr><td>８時 15 分～13 時 30 分</td><td>通常の土曜日の終業時間</td></tr>
<tr><td>８時 15 分～15 時 15 分</td><td>生徒の夏季休暇等長期休業期間中の平日の就業時間</td></tr>
<tr><td>８時 15 分～17 時 30 分</td><td>職員会議、入試説明会、入学試験などイベント時の就業時間（土曜日も含む）</td></tr>
</table>
*休憩 60 分</td></tr>
<tr><td>休　日</td><td>年間 85 日（うるう年は 86 日）
1 年単位の変形労働時間制の年間カレンダーにより定める日。
＊文化祭や入学試験等の行事により日曜日や祝日が勤務日になることがあります</td></tr>
<tr><td>休　暇</td><td>年間 20 日間の有給休暇を付与。
学期途中で採用になった場合は期間案分します。</td></tr>
<tr><td>待　遇</td><td>本校給与表に基づき基本給を決定（勤務年数に応じて加算あり)。
本校の規定により調整額（基本給の 16.5%)、職務手当を支給。
交通費は定期代を支給。
＊新卒の場合、年収 350 万円程度。</td></tr>
<tr><td>選考方法</td><td>一次選考　書類審査〔履歴書・職務経歴書〕
二次選考　面接
*選考を希望される方は、履歴書及び職務経歴書を書類送付先に郵送ください。なお、提出書類は返却しません。</td></tr>
</table>

連絡先・ 書類送付先	学校法人駒場学園　事務室　金子・冨田 〒155-0032　東京都世田谷区代沢 1 丁目 23 番 8 号 電話番号　03-3413-5561
注意事項	・本学園において生徒と接する業務に従事するに当たっては、令和 8 年 12 月 25 日に施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（以下「こども性暴力防止法」という）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定犯罪の前科がある場合、（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）（抄）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。